

風しん抗体検査、定期接種の集合契約Q&A①

Q：風しんの集合契約に参加しない場合も返送書類は必要ですか。

A：抗体検査、予防接種いずれも参加しない場合は、書類の返送は不要です。

Q：風しんの集合契約は年度途中からでも参加できますか。

A：年度途中からでも委任状を出していただければ参加可能の予定です（確定ではない）

Q：特定健診の集合契約Aに参加していなくても、風しんの集合契約への参加は可能か？

A：可能です。特定健診の集合契約Aとは別のものとなります。

Q：風しんの集合契約への参加条件はあるか？

A：日本人間ドック学会または日本病院会の会員施設であれば参加いただけます。概要説明資料や契約書案などを必ずご一読のうえ、多くの施設のご参加、ご協力をお願いします。

Q：風しんの集合契約の委任状は重複して提出していいのですか。

A：健診関連団体や郡市区医師会等が風しんの集合契約の取りまとめ団体となっており、重複してご案内がいくことがありますが最終的には日本医師会がすべてをまとめて精査し一本化しますので、重複してご提出いただいても問題ありません。（概要説明資料の4枚目のイメージ図をご確認ください）

Q：風しん抗体検査のみ受託も可能か？

A：可能です。予防接種のみの受託も可能です

Q：自施設は風しんの集合契約に参加していないが、受診者が抗体検査のクーポン券を持ってきた場合、実施してよいか？

A：実施いただけません。受診者に説明のうえ、集合契約参加施設への受診をお願いしてください。（施設リストは厚生労働省のホームページに掲載される予定です）

Q：抗体検査のクーポン券を持っていない受診者が抗体検査の実施を希望した場合、実施してよいか？

A：抗体検査のクーポン券が無い場合、本集合契約の対象外となります。
実施した場合、受診者本人の費用負担となる場合があるため、実施前に本人もしくは加入健保などに確認をお願いいたします。

風しん抗体検査、定期接種の集合契約Q&A②

Q：抗体検査は、必ず健診（特定健診・人間ドック・事業所健診など）と一緒に実施するのか？

A：受診者が健診の際に「抗体検査のクーポン券」を持参した場合は、健診と一緒に実施してください。
それ以外の場合は、必ずしも健診と一緒に実施しなくても構いません。
(ただし受診者の利便性や健診機関の効率性等の面から、健診と抗体検査を一緒に実施していただくことを推奨しています)

Q：金額は全国一律か

A：抗体検査の価格については一律となります。詳細は別紙8をご覧ください。
予防接種の価格については一律ではなく、各市区町村ごとに異なりますので持参されるクーポン券をご確認いただくかクーポン発行元の各市区町村にご確認ください。(または厚労省に確認ください)

Q：風しんの予防接種の種類について

A：乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）を使用してください。

Q：請求先について

A：所在地の国保連合会に、受診票（予診票）にクーポンを貼付した原本とエクセルで請求総括表（別紙9）を作成いただいたものを一緒に郵送ください。後日国保連より入金がございます。（概要説明資料）

Q：抗体検査の受診票、定期接種の予診票は配布されるのか？

A：厚労省が作成した様式を、健診施設で印刷してご使用ください。（厚労省ホームページ・風しんの追加的対策「自治体向け情報」の「風しんの追加的対策に係る手引き（付属資料）」55～56ページ参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

◆委任状に関するお問い合わせ先
公益社団法人 日本人間ドック学会
風しんに関する集合契約 担当：森山・渡邊
TEL：03-3265-0079
Email：info@ningen-dock.jp

◆契約内容に関するお問い合わせ先
厚生労働省健康局 結核感染症課
担当：井口(内線2373) ・ 繁本(内線2935)
TEL：03-5253-1111

